

前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について（議案第 9 1 号）

職員課

1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙長等の報酬の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

選挙長等の報酬の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改 正 案	改 定 幅
選挙長	日 額	10,800 円	12,200 円	1,400 円
選挙立会人	日 額	8,900 円	10,100 円	1,200 円
投票所の投票立会人	日 額	10,900 円	12,400 円	1,500 円
	半日額	5,450 円	6,200 円	750 円
期日前投票所の投票立会人	日 額	9,600 円	10,900 円	1,300 円
	半日額	4,800 円	5,450 円	650 円
開票立会人	勤務 1 回の額	8,900 円	10,100 円	1,200 円
投票所の投票管理者	日 額	12,800 円	14,500 円	1,700 円
期日前投票所の投票管理者	日 額	11,300 円	12,800 円	1,500 円
開票管理者	勤務 1 回の額	10,800 円	12,200 円	1,400 円

3 施行期日

公布の日